

## 第10回

# 読谷村農業委員会会議録

第10回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和3年6月25日(金)				
開催時刻	13時30分 開会 14時30分 閉会				
開催場所	文化センター中ホール				
農業委員の出欠状況	出席者10名 欠席者0名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	出
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			新型コロナウイルス対策の為不参加		
	氏名	摘要		氏名	摘要
	知花 勝	欠		仲村渠 英正	欠
	津波 宏	欠		比嘉 豊彦	欠
	上地 邦彦	欠		棚原 靖	欠
	比嘉 光雄	欠		江田 守恭	欠
議事録署名委員	6番 知花 勝也		7番 知花 竜		
事務局職員	局長 新垣 功		係長 當山 元進		
議事参与者					

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第6号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第33号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第34号 非農地証明願いについて
日程9	議案第35号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について

- 議長 これより第10回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。
- 日程1. 会議録署名委員の指名について —
  - 日程2. 会期の決定について —
  - 日程3. 会長諸般の報告 —
- 日程4の報告第6号 農地転用許可指令の接受について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 報告第6号 農地転用許可指令の接受について説明。
- 議長 ただいま事務局より報告がありましたが、これは報告ですので、質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。
- （「はい」の声あり）
- 議長 次に日程5の議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について説明。
- 議長 ただいま議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査を省略し、質疑、採決を行ってまいります。
- これより審議に入ります。受付番号1番と2番は関連しておりますので、一括審議をしたいと思います。まず、現地を確認した委員のご意見をお願いいたします。
- 委員（3番） 3番、上地です。現地確認をしてきたんですけども、現に耕作もされていて、問題はないと思われまます。
- 議長 ただいま上地委員のほうからは許可相当のご意見でありました。ほかの委員からのご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。

委員（6番）	6番、事務局にお尋ねします。譲受人は新規就農ですか。
事務局	新規就農です。
委員（6番）	それともう1点は、世帯の稼働人員に9人中、2人となっ ていますけれども、会社なのか。
事務局	世帯員なので6人いる娘も入ります。あとは作業 者も合わせていますので、それで二親等以内は世帯に入 れるということになっています。譲受人の家族は夫婦二 人と、子供が6名で合計8名、作業するときに譲受人 の母がいます。あと作業自体は別の親戚の方もいら っしゃるんですけども、その方は二親等から外れてい るので世帯には入れなくて、それで合計が9名となっ ています。その中で農作業をされるのは、本人と母な ので世帯からは9人中2人となっています。
	譲渡人の土地は、この土地が売りに出されてお りまして、806番がですね。それで不動産会社が間 に入っていたんですけども、譲受人がダイビングショ ップ等も行っているが、農業もやりたいということ でお母さんと本人と、また奥さん側の親戚の方が農 業もやっていたらっしゃるということもありまして、 そこで農業をやりたいということでの今回申請になっ ています。
議長	受付番号の1番と2番に関して、他に意見、質 疑等ありませんか。なければ進行してよろしいで すか。
	（「進行」の声あり）
議長	質疑を終結し、これより採決を行います。受付 番号1番については、原案どおり決定することに 異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は原案どおり 決定しました。
	続いて、受付番号2番についても、原案ど おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は原案どおり決定しました。  
次の審議に入ります。受付番号3番と4番は関連しておりますので、一括して審議をします。現地を確認した委員のご意見をお願いしたいと思います。

委員(5番)

5番、比嘉です。資料3番の写真で見るように、現在はきれいに整地されて、ここは以前、2、3年前から畑の周りを全部トタンで囲って何をやっているか確認できなかったのですが、案の定、2、3年前の大きい台風で周りにトタンも飛んで迷惑もかけていたのですが、綺麗に整地されていて許可相当だと思います。

議長

比嘉委員からは現地確認をしたコメントもありますけれども、許可相当のご意見であります。これに関してほかの委員からのご意見、ご質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

進行いたします。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号3番については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は原案どおり決定しました。  
続いて、受付番号4番についても、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は原案どおり決定しました。  
次に日程6の議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局	議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について説明
議長	<p>ただいま議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。</p> <p>これより1番から14番まで審議を行いたいと思います。まず、受付番号1番の審議に入ります。現地を確認した委員のご意見をお願いしたいと思います。</p>
委員（7番）	7番、知花 竜です。写真の5番を見てください。現地を確認しに行きました。こちらの土地は長い間使われてなく、写真のとおり、ギンネムが生い茂っている状態が長く続いていました。そこを今申請に上がって、加工場として使っていく予定だそうです。許可基準適合表をクリアしているので、許可相当だと思います。
議長	知花委員からは許可基準適合表をクリアして、何ら問題はないということで許可相当のご意見であります。1番に関してほかの委員からのご意見、ご質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。
委員（8番）	8番、加工場ということであるんですが、具体的に何を加工しているのか。
事務局	権利を設定する渡慶次在住のAさんが村内各所でモリンガを栽培しておりまして、自分で収穫したモリンガを乾燥させて、ペットボトルに詰めるお茶を作るための加工所が造りたいということになっています。また、加工品を保管するような倉庫等も併せて造りたいとのこと。残りの部分は駐車場を整備するということで、土地が1,149平米ある中の建築面積は小さめなんですけれども、駐車場とかも整備してやっていきたいということになっています。
委員（8番）	62坪か。
事務局	そうです。
議長	他に何かありませんか。他になれば進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

質疑を終結しこれより採決を行います。受付番号1番について、ご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号2番と3番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まず、現地を確認した委員のご意見を伺いたいと思います。

委員(9番)

9番、真栄田です。受付番号2番と3番の土地は以前、許可をされた土地であり、登記上の問題で再提出ということで、適合表もクリアしておりますので、何ら問題ないかと思います。以上です。

議長

これに関して事務局から何かあります。

事務局

以前は譲受人Aさん、譲受人Bさん、お二人が連名で申請されていましたが、1つの建物土地につき、一人ずつ登記したいということになったようです。譲受人が依頼した司法書士いわく、「この許可書ではできません」と言われたということで、前回の許可を取消し願いと、転用許可申請が同時申請となります。「取消しと新たな許可を同時に申請できるのか」と県に聞いたら、「特に問題ありません」ということで、同時申請を受けております。以上です。

議長

先ほど真栄田委員のほうからは許可相当のご意見ですけれども、これに関してほかの委員からのご質疑がありましたら、お願いいたします。

(「進行」の声あり)

議長

進行します。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番については、ご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号3番も許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号4番、5番、6番は同じ読谷西部土地改良区の非農地設定区域でございますので、一括して審議を行います。まずは現地を確認した委員のご意見をお願いしたいと思います。

委員(5番)

5番、比嘉です。受付番号4番につきましては、資料7番を見てお分かりのとおり、周りは住宅地であり、また、この土地は読谷西部土地改良事業で住宅用地として整備された土地であり、また許可基準適合表もクリアしているので、問題ないと思います。

議長

ただいま比嘉委員からは許可相当のご意見でした。ほかの委員からのご意見、ご質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

進行したいと思います。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号4番については、ご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番については許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号5番も許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号6番も許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号7番について、現地を確認した委員のご意見をお願いしたいと思います。

委員(3番)

3番、上地です。周辺は住宅に囲まれた農地であり、許可基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した上地委員のほうからは許可相当のご意見でありました。ほかの委員からのご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

進行したいと思います。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号7番はご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号8番について、現地を確認した委員のご意見をお願いいたします。

委員（9番） 9番、真栄田です。周囲は村道に囲まれて、なおかつ住宅も隣接しており、何ら問題ないと思います。

議長 真栄田委員のほうからは許可相当のご意見であります。ほかの委員からのご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長 進行してよろしいですか。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号8番はご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号8番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号9番について、現地を確認した委員のご意見をお願いしたいと思います。

委員（7番） 7番、知花 竜です。写真の11ページをお願いします。写真にあるように周りには墓が隣接している土地もありますし、許可基準適合表もクリアしていますので、問題はないと思います。ただ、写真にあるように工事のほうは若干進んでいたみたいですが、これは止めた形になっているようなので、何ら問題ないと思います。

議長 知花委員のほうからは許可相当のご意見であります。ほかの委員からのご意見等がありました、お願いいたします。

委員（8番） 周りも墓地、土地利用であって、特に問題ないと思います。

議長 なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号9番はご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号9番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号10番について、現地を確認した委員のご意見をお願いいたします。

委員(3番)

3番、上地です。所有権移転交換、これのちょっと説明をお願いします。

事務局

航空写真で見たほうが分かりやすいので航空写真12番をお願いいたします。赤い枠、小さな三角で囲まれたところが今回の申請地になります。交換する方は、その土地の上にお家がありまして、そこの方になっています。交換する土地というのが、隣にある黄色く塗られているところ、ここが道になっているのですが、その中にある譲受人の土地と、今回の申請地と、土地を交換するという形になっています。

議長

ほかにご質疑ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号10番はご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号10番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号11番について、現地を確認した委員のご意見をお願いしたいと思います。

委員(3番)

3番、上地です。周囲は住宅地がおもだって、何ら問題はないと思うのですが、許可基準適合表の都市計画課との調整が済んでいないみたいなんです。これはまだ済んでないということですか。

事務局	総会が始まる前に確認しましたが、ここはまだ出されていないということでした。
委員（3番）	ということで不許可相当でお願いします。
議長	<p>上地委員のほうからは不許可相当のご意見でした。ほかの委員からのご意見、ご質疑ありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしの声ですので、進行したいと思います。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号11番はご意見のとおり、不許可相当で決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、受付番号11番は不許可相当で進達することに決定しました。</p> <p>次の審議に移ります。受付番号12番について、現地を確認した委員のご意見をお願いいたします。</p>
委員（9番）	<p>9番、真栄田です。受付番号12番の土地は周辺が住宅に囲まれていて、何の問題もないかと思ったんですけども、適合表のほうはクリアしておりませんので、不許可相当でお願いします。</p>
議長	<p>ただいま真栄田委員のほうからは許可基準適合表がクリアされていないということで、不許可相当のご意見であります。ほかの委員からのご意見ありましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしの声ですので、質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号12番はご意見のとおり、不許可相当で決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>

議長

異議なしと認め、受付番号12番は不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号13番と14番は一括して審議をしたいと思います。審議に入る前に議事参与の制限がございますので、議席番号5番の比嘉健二委員の退席を求めます。

(5番 比嘉健二委員 退席)

議長

これより質疑を行います。現地を確認した委員のご意見を求めます。

委員(7番)

7番、知花 竜です。写真の15ページですが、ここは以前から出荷場施設として駐車場や、倉庫として使われている場所であり、今回申請があるのですが、物は建っている状態で本人からは始末書のほうはいただいているということで、許可基準適合表もクリアしているので、問題ないと思います。

議長

知花委員からは許可相当のご意見であります。ほかの委員からのご意見ありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

進行したいと思います。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号13番はご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号13番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号14番も許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号14番は許可相当で進達することに決定しました。

審議が終了しましたので、議席番号5番の比嘉健二委員の議事参与を許します。

(5番 比嘉健二委員 復席)

議長 次に日程7の議案第33号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第33号 農地転用事業計画変更承認申請について説明

議長 ただいま議案第33号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。これより審議を行います。地区担当者のご意見ををお願いいたします。

委員(2番) 2番、屋宜です。現地を確認したところ側溝のところの擁壁を造らないといけないみたいです。そのための移動ですね、既に隣地の了解を得て、隣地のブロックもちょっと壊して、用地は拡張されて事業計画変更ですので、承認でよろしいかと思えます。

議長 屋宜委員のほうからは承認相当のご意見を伺っております。ほかの委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思えます。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号1番については原案のとおり決定しました。

次に受付番号2番について、地区担当者のご意見を伺いたしたいと思います。

委員（7番）	7番、知花 竜です。写真の17番をお願いします。こちらのほうが令和2年5月26日に一度許可が下りていますが、事業計画変更ということで、その詳細の説明を。
事務局	事務局から説明いたします。21ページにあるように、ちょうど1年程前に許可が下りた場所になっています。当時も一般住宅での申請でしたが、その後、計画変更ということで相談がありました。当初計画建築面積が200平米の建物を建てるという計画だったものを147.78平米の面積を縮小するということでした。両方の図面を県のほうに確認しましたところ、建物位置と建築面積が50平米も縮小変更されているということで、違う建物とみなされるので、事業計画変更承認申請をお願いしますということになっております。以上です。
議長	先ほど知花委員のほうからは承認相当のご意見を伺っております。ほかの委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。
委員（8番）	これの変更承認申請の場合、例えば先ほどのようにごく軽微な変更の場合と、かなり重要変更の場合があると思うのですが、これは法定手続上どの部分から重要変更という取扱いで、計画変更承認申請を出しているのか、本当に軽微な変更の場合も、社会通念上、何の問題もない、軽微な変更もない、そこも全部申請内容が違うということで、全部事業計画変更申請を出させているのかどうか。
事務局	どこまでがというところが非常に私たちも苦慮しております。県のほうには明確な基準があれば出してくださいと、散々お願いしているんですけども、県のほうは基準をやるとケースバイケースで県のほうで対応できないということで、基準を提示していただいていません。今回の場合も、まず県が示しているのが建築基準法上の建築確認をする際の変更をよく挙げています。一旦、建築確認を取った後に面積などが変更になった場合は、改めて建築確認を取ることがあり、その面積というのが10平米の建築面積という基準があるので、現在は10平米を目安に考えています。当初の許可を受けた

図面と実際に建てる図面、両方を比較して、県に問い合わせています。県から問題ないと回答がもらえれば、変更申請は不要と回答しています。許可を受けた後に進捗報告、完了報告の提出を求められています。そのときに当初許可を受けた内容と違っていた場合に、県のほうで完了報告を拒否されることがたまにあります。

委員（８番） これはあくまでも地上物件よね。底地はどこにあるか関係ないわけだから。私が言っているのは、その辺は別に建築基準法上の指導の範疇ではないのということです。建築基準法上でも全く申請を出してあったものと、でき上がったものが異なっていたら、これはあくまで違反建築物。だからそこら辺の取り合いをどういうふうにするか。

事務局 変更をどこまで変更となるかというところが。

委員（８番） 農業委員会の問題なの。

事務局 これは事業計画の変更なので、底地に関しては５条で許可をもらっております。

委員（８番） そこが建築基準法と農地法上の曖昧さがあると思うのだが。

事務局 ですから県の担当者に投げて、向こうの判断をあおいでいるという形を取っております。

委員（８番） 逆に言えば、馬鹿丁寧に正直に申請を出したら、そういうふうになってしまう。そうでなければそのまま通ってしまうということだあってあり得る可能性もあるかもしれない。

事務局 それは可能性としてはあると思います。ただ、それを私たち事務局側が言うわけにもいかないですし、そのままでいけるかもしれませんが、後で駄目と言われるかもしれません。どうしますかというときに、それを踏まえて先方が出しますという判断をしているということです。

委員（８番） 先ほど言った事業変更の承認というのは、これを変更申請がだっ

たのに1筆幾らというものは面積要件については、それは何も規定がされてなくて、逆に言えば、さっき言った建築基準法の10平米以上の増減について適用しているという理解の仕方でいいのか。

事務局

県からそういう説明を受けています。私もそう理解しています。

委員（8番）

それと別途に、そういう判断をしていて、逆に検討させてその判断を上から指導しているということになる。

事務局

相談を受けた際、住宅を造ったときに建築確認前の各課を回る申請の際に、「許可の際と面積が違うが、大丈夫ですか」と相談を受けるときがあります。今回もそうです。以前の図面を比較して、許可時と新たな計画が50平米も違っていると。これは県に確認したほうがいいと思いますという話をして県に確認をして返答します。その後、変更するかしないかは申請人にお任せする形を取っています。後で「許可書と違っているから駄目ですよ」ということを私達は言わないようにしています。判断は県なので、どう判断するかということなんですけれども、後で「何で言わなかったの」と言われないように、一応前もって説明はしています、事務局として。

委員（8番）

了解。

議長

今の事務局の説明に対して、特に何かありますか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は原案どおり決定しました。

次に日程8の議案第34号 非農地証明願いについてを議題とします。事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第34号 非農地証明願いについて説明
議長	ただいま議案第34号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のご意見をお願いしたいと思います。
委員（9番）	9番、真栄田です。写真の18番の右下をごらんになってください。測量ミスではないかというぐらい、農地性が全くないと思います。証明相当でお願いします。
議長	<p>真栄田委員のほうからは全く農地性がないということで、証明相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご審議がありましたら、お願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしの声ですので、進行したいと思います。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については、ご意見のとおり証明相当で決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。</p> <p>次の審議に入ります。受付番号2番から5番については、一括して質疑に入ります。大木土地区画整理事業の私有地の処理扱いについては、平成26年11月に開催した総会において、「事業完了前に地目を変更する際は『非農地証明』で対応する土地」と判断された経緯がございます。航空写真でお分かりのように、今回の申請は大木土地区画整理事業の区域内でございますので、非農地として取り扱うことといたしますが、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしの声ですので、進行したいと思います。質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号2番については、証明相当で決</p>

定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。  
続いて、受付番号3番についても証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。  
続いて、受付番号4番についても証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は証明相当と決定しました。  
続いて、受付番号5番についても証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は証明相当と決定しました。  
非農地証明願いに関する現地調査確認の記載については、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

日程9の議案第35号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案第35号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について説明。

議長

ただいま議案第35号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定

議長

について、提案理由の説明がございました。これより質疑を行います。質疑のある方は質疑をお願いしたいと思います。ないようですので進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

質疑を終結し、採決を行います。ただいま議題となっております議案第35号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり決定されました。

日程1から日程9まで終了しましたので、議決事項の議事整理については、会長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会長に一任されました。

皆様のご協力の下、第10回総会が無事終了しましたので、お礼を申し上げます。その後の連絡事項については事務局にお願いいたします。